

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人桐栄会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようするため、次のとおり行動計画を策定する。

□ 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日までの 3年間

□ 内 容

目標1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
子育てを行う職員の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備

《対策》 令和7年4月～

- 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児介護給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
- 子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる制度を周知
- 小学校就学前の子を養育する職員に対する短時間勤務制度の導入・制度周知
- 年次有給休暇の取得促進のための措置を実施

目標2 男性職員1人以上の育児休業取得を維持する。
女性職員の育児休業取得率100%を維持する。

《対策》 令和7年10月～

- 男性職員も育児休業を取得できることを周知するため、リーフレットを作成し制度の周知、意識啓発を行う。
- 本人又は配偶者が出産を控えた職員に対し、出産・育児に関する各制度、男性職員向け育児休業取得推進のためのリーフレットを配布する。

目標3 若年者の安定就労や自立した生活の促進

《対策》 令和7年4月～

- 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は就業訓練の促進